

桜町小学校いじめ防止基本方針



いじめ防止の目的

学校教育全体を通じて、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を児童一人ひとりに徹底し、正義を貫く校風を醸成することを基本として

- 1 児童の豊かな情操や道徳心、自分と他者の違いを認めて互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 2 いじめの背景にあるストレスの発生要因に着目してその改善を図り、ストレスへ適切に対処できる力を育む。

【めざす子ども像】

- 進んで学び共に考える子ども
- 誰にでも優しく接する子ども
- 体を鍛え、体力を伸ばす子ども

桜町小いじめ対策委員会

□「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。
構成員…校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、関係学級担任、当該事案の発見・対処に深く関わりのある教職員

専門家・外部関係者

- SST（旧PTA）会長
- スクールカウンセラー
- 民生児童委員
- 学校評議員

SST・地域との連携

- ・学校行事やSST行事、地域行事を通じて、情報交流がスムーズにできる環境を整え、家庭や地域との絆を深める。
- ・HPや学校だよりで学校の方針・対応について啓発を行う。

関係機関との連携

- ・地域の関係機関とは、日頃から定期的に学校を訪問していただく機会を設けて、可能な限り情報を提供し、指導・助言をいただきながら、いじめの防止・発見・解決に取り組む。

児童会活動

- ・いじめ問題を自分たちの問題として意識し、予防することができるよう、児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援していく。

（いじめの禁止） 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等） 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- ①いじめの重大性を全職員で認識し、校長を中心に一致協力した校内指導体制を確立する。
- ②いじめ問題に関する研修を実施し、教職員間の共通理解を図り、観察力や対応力の向上に努める。
- ③全ての教育活動を通して、人権意識と生命尊重の態度、自己肯定感や共感的人間関係を育成する。
- ④いじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳の時間の指導改善を図り、道徳的实践力を培う。
- ⑤児童会活動において、いじめに関わる問題に対する自主的な取組を仕組み、指導・支援する。
- ⑥家庭やSST、地域の関係団体と協議する機会を設け、いじめ根絶に向けた取組を推進する。
- ⑦学校HPなどでも基本方針の周知を図り、学校評価などで計画的かつ継続的な点検に取り組む。

いじめの早期発見

- ①児童の些細な変化を見逃さず「5W1H・気づき」をメモして教職員間で情報を共有する。
- ②定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノートなどによりきめ細かな実態把握に努める。
- ③校内の教育相談体制を整備し、児童や保護者の悩みを積極的に受け止める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用してその充実を図る。
- ④SSTや民生児童委員などの地域関係団体と連携し、より多くの情報を収集する。
- ⑤学校以外にも相談できる機関等があることを継続して周知していく。

いじめに対する措置

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合や、児童・保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、すぐに校長・教頭・生活指導主任等に報告し、早い段階からの確な関わりを持っていく。
- ②いじめられた児童の安全を確保する手立てを講じ、正確かつ迅速に事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者と協力しながら問題解決に当たる。
- ③いじめた児童へは、特別な計画に基づく指導を徹底し、保護者へ継続的な助言を行っていく。
- ④他の児童へは、いじめを傍観せず、仲裁に入ったり相談したりする勇気を持つよう指導する。
- ⑤教師は、わかる授業づくりや互いを尊重し、認め合う学級集団づくりで再発防止に努める。

重大事態発生時の取組

◇「長崎市いじめ防止基本方針」に則り、学校が重大事態を認知した場合は、直ちに長崎市教育委員会へ発生報告を行う。

〔重大事態の例〕○自殺を図った ○身体に重大な傷害を負った ○金品等の被害を被った
○精神性疾患を発症した ○不登校になった ○児童・保護者からの申し立てがあった

◇「いじめ対策委員会」で事実関係を明確にする調査を実施し、事後対応・再発防止に努める。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。また、養護教諭や教育相談担当やＳＣが協力をして、心のケアに努める。

加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

いじめのチェックリスト

いじめられている子どもが発するサイン

- ☐ 最近、服装がなんとなく乱れている。
- ☐ 学用品などの持ち物が頻繁になくなる。
- ☐ 教科書やノートに落書きが書かれている。
- ☐ 急に金遣いが荒くなっている。
- ☐ 急に学習意欲がなくなり、成績が下がる。
- ☐ どことなくおどおどしている。元気がなく、表情もさえない。忘れ物も多くなる。
- ☐ 集中力がなくなり、ぼんやりしている。
- ☐ 体の不調を訴えて遅刻・早退をしたり、登校を嫌がったりする。
- ☐ 教師や親と視線を合わせるのを避ける。

- ☐ 腕や足などを隠し、見られるのを嫌がる。
- ☐ 体や顔にあざや傷がある。理由をたずねても、納得のいく説明が得られない。
- ☐ 友達や学校の話が家庭でしなくなる。
- ☐ 外で友達と遊びたがらなくなる。
- ☐ 不快なあだ名で呼ばれている。 など

いじめている子どもが発するサイン

- ☐ 特定の友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりしている。
- ☐ 帰宅時間が遅くなり、言葉遣いや素行も悪くなる。金の使い方も荒くなる。
- ☐ 自分の物ではない品物を多く持っている。

年間活動計画（研修計画も含む）

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	職員会議（いじめ防止の方針確認）	10月	児童アンケート調査
5月	児童自宅等確認	11月	個人面談
6月	児童アンケート調査	12月	職員会議（2学期の取組について）および学校評価
7月	保護者との個人面談および学校評価	1月	アンケート調査
8月	職員研修（いじめ・体罰防止について）	2月	職員会議（1年間の取組について）
9月	個人面談	3月	職員会議（次年度の計画について）

様々な相談機関

相 談 機 関	電話番号	住所・メールアドレス等	相談可能な時間
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	長崎市魚の町5-1 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～17:00
こども総合相談（子育てサポート課）	095-822-8573 095-825-5624	長崎市桜町6-3 「e-kao」のホームページ	8:45～17:30
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	長崎市橋口町10-22	9:00～17:00